

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	学校教育法施行細則の一部を改正する規則	学校施設室	1頁
告 示	三重県教育委員会公印規則による公印の改刻	教育総務室	1頁
訓 令	三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令	人材政策室	2頁

規 則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十三年六月十七日

三重県教育委員会委員長 清水 明

三重県教育委員会規則第十二号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和五十二年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び中学校」を「中学校及び幼稚園」に改め、同条第二項中「教育委員会は、」の下に「法第四条の二の規定により幼稚園の設置について届出をしようとするとき及び」を加える。

第八条第一項中「及び中学校」を「中学校及び幼稚園」に改め、同条第二項中「教育委員会は、」の下に「法第四条の二の規定により幼稚園の設置者の変更について届出をしようとするとき及び」を加える。

第十条第一項中「及び中学校」を「中学校及び幼稚園」に改め、同条第二項中「教育委員会は、」の下に「施行令第二十三条第二項の規定により幼稚園の分校の設置について届出をしようとするとき及び」を加える。

第十三条第一項中「及び中学校」を「中学校及び幼稚園」に改め、同条第二項中「教育委員会は、」の下に「法第四条の二の規定により幼稚園の廃止について届出をしようとするとき、施行令第二十三条第二項の規定により幼稚園の分校の廃止について届出をしようとするとき及び」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の学校教育法施行細則第七条、第八条、第十条及び第十三条の規定は、平成二十三年五月二日から適用する。

告 示

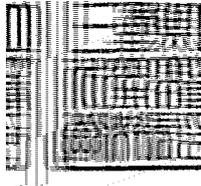
三重県教育委員会告示第22号

三重県教育委員会公印規則（昭和33年三重県教育委員会規則第19号）第2条の規定による公印を次のとおり改刻します。

平成23年6月17日

三重県教育委員会

- 1 公 印 名 三重県立水産高等学校長印
- 2 寸 法 方23ミリメートル
- 3 印 影



- 4 使用範囲 公文書用
- 5 使用開始日 平成23年7月1日

訓 令

教委訓第7号

局 中 一 般
教 育 関 係 機 関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成23年6月17日

三重県教育委員会委員長 清 水 明

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2（2）の表第9号の項中

「

2 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条及び第26条の規定による届出の処理																			
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

を

「

2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の2の規定による届出の処理																			
3 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第23条、第25条及び第26条の規定による届出の処理																			

」

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

発 行
津 市 広 明 町 1 3 番 地
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷
有 限 会 社 第 一 プ リ ン ト 社